

吉見ゴルフ場コース管理業務委託企画提案募集要項

1 業務名

吉見ゴルフ場コース管理業務

2 目的

株式会社さいたまりバーフロンティア(以下「当社という。」)は、吉見ゴルフ場コースを管理する事業者を募集し企画提案方式により候補者を選定する。

3 吉見ゴルフ場コースの概要

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1)所在地 | 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方 680 |
| (2)開設年月日 | 1982(昭和57)年11月2日 |
| (3)コース面積 | 991,800m ² |
| (4)コース距離(B) | (東)2,966Y (西)2,958Y (中)3,066Y |
| (5)年間営業日数 | 360日程度 ※ 令和7年度休場日4日間 |
| (6)主なコース内設備 | トイレ8か所、避雷小屋10か所、発電機3か所 |

4 委託条件基本事項

- (1)候補者の選定は一般公募によるものとし、当該選定に参加できる事業者に対する条件は別紙1のとおりとする。
- (2)業務については、契約書上詳細を示さない事項であっても管理全般にわたる主旨を理解のうえ、管理上必要な業務は行うものとする。
- (3)候補者は、来場者や従業員に対する安全の確保、また利用者のプレーの妨げにならないよう十分な配慮を行うこと。
- (4)候補者は、契約業務の履行確保のため必要な従業員の確保と業務を遂行しうる技術者等を配属すること。
- (5)候補者は、災害防止等の緊急作業の実施やその他の非常事態に備えるため委託者との連絡体制を整備すること。
- (6)候補者は、洪水時の工作物、機械及び備品等の撤去について対応できる体制を整えること。
- (7)候補者は、その他作業にかかる連絡体制や書類整備等を含め善管義務の遂行に努めること。
- (8)委託料の請求は、毎月末締め翌月第5営業日までに請求書を提出する。
- (9)契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- (10)特段の理由がある場合は、解約条項を設ける。
- (11)委託条件の細目については別紙2のとおりとする。

5 経費負担区分等

- (1)当社が負担する経費
 - ア 施設・設備・備品にかかる経費、修繕費
 - イ 光熱水費
 - ウ 損害保険料(施設賠償保険等)

(2) 受託側が負担する経費

- ア 受託業務にかかる使用機械の調達
- イ 受託業務にかかる運営人件費
- ウ 日常清掃、ごみ処理費用
- エ 軽微な消耗品費
- オ 事務費
- カ その他、委託者との協議により決定した諸経費等

(3) 駐車場利用の有無 従業員駐車場 利用可

6 スケジュール・参加手続きについて

(1) スケジュール

○参加申請書等(プレゼンテーション資料も含む)の受付

令和7年11月4日(火)～令和7年12月16日(火)15時まで(必着)

○現地説明会 令和7年10月29日(水) 14時～ (場所)吉見ゴルフ場

※参加申込は、10月27日(月)15時までにメールまたは電話連絡すること。

○質疑書(様式5)の受付及び回答

受付:令和7年10月16日(木)9時 ～ 10月27日(月)15時まで(必着)

回答:令和7年10月29日(水)(現地説明会にて)

※現地説明会以降の追加質問は11月20日(水)まで随時受け付け、回答は受付けた日から

土日祝日を除く 2営業日以内にホームページへ掲載する。

○審査会(プレゼンテーション・ヒアリング) 令和8年1月中旬ころ(予定)

○選定結果の通知 令和8年2月上旬ころ(予定)

(2) 各種手順

ア 案件公表

○ 公表方法

当社ホームページで公表する。参加に必要な資料は、当社ホームページを参照すること。

○提出書類等の受付

・提出先 〒355-0104 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680

株式会社さいたまりパークフロンティア

・提出方法 持参、メール添付、郵送(簡易書留)※郵送の場合は期日までに必着とする。

・提出書類

以下の書類を各6部提出すること。

(ア)企画提案参加申請書(様式1)

(イ)事業概要書(様式2)

(ウ)類似事業実績書(様式3)

(エ)見積作成にかかる積算項目について(様式4)

(オ)様式4を踏まえて1年間の吉見ゴルフ場コース管理業務に要する見積額を明記した見積書を作成のうえ、以下の項目を記載した企画提案書(様式任意)

a 業務運営体制について

b 安全管理について

c 危機管理体制について

d 利用しやすいゴルフ場となるための取組について

- e 受託業務にかかる使用機械について
- f アピールポイントについて

(カ)商業・法人登記簿謄本

・その他

提出期限後の提出書類の変更・差替え等は、受け付けない。

必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがある。

○審査会(プレゼンテーション等)

- ・日時 令和8年1月中旬ころ
- ・場所 当社若しくは吉見ゴルフ場
- ・内容 詳細は企画提案書提出者にお知らせする。

○結果通知

- ・通知日 令和8年2月上旬ころ
- ・通知方法 企画提案書提出者に文書で郵送する。

7 選考方法

(1)選考方法

ア 審査会による審査を行い、審査委員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定する。

イ 審査は企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

ウ プレゼンテーションの方法については定めないが、企画提案書に沿って説明いただき、その後質疑応答を行う。

8 留意事項

結果通知により決定の内示を受けた事業者は候補者となり、当社と吉見ゴルフ場コースの管理について協議を行う。協議が整わない場合や、次の場合は、候補者としての決定を取り消し、次点者を候補者として協議を行う場合がある。

- (1)審査委員又はその関係者に接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (2)候補者の決定から業務委託契約の締結までの間に、候補者の諸般の事情・変化等により、企画提案した事業が確実に履行できないと判断したとき。
- (3)候補者が、「4 委託条件基本事項」に示す事業者の資格要件に適合しなくなったとき。

9 契約の締結

候補者として内示を受けた者は、当社と業務契約を締結するための協議を行うことができる。

契約の締結は、令和8年4月1日とする。

10 その他

- (1)企画提案の応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- (2)一定の適格性を充たす事業者がいないときには、候補者を選定しない場合がある。

11 各書類提出先 および 問合せ先

(担 当)株式会社さいたまリバーフロンティア 総務課 船越

(所在地)〒355-0104 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680

株式会社さいたまリバーフロンティア

(電話)(0493)54-9091 (FAX)(0493)54-9092 (メール): funakoshi@river-golf.com

(ホームページ)<http://www.river-golf.com>

別紙 1

委託条件基本事項(1)に定める事業者に対する条件は次のとおりとする。

- 1 応募可能な事業者は、令和元年4月1日以降令和7年9月30日までの間に、ゴルフ場管理業務経歴がある法人とする。
- 2 事業者は、契約期間において確実に事業を遂行できる能力を有し、かつ次にあげる資格要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしていない者であること。
 - (2) 債務の不履行により、所有する資産に対し仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
 - (3) 税金を滞納していない者であること。
 - (4) 過去3年間に於いて、営業停止及びその他の行政処分を受けていないこと。
 - (5) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
 - エ 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - オ 役員が暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - キ 役員若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び役員等がその構成員でないこと。
 - (7) 公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体に属していないこと。
 - (8) 企画提案書に示す内容を履行できること。

別紙 2

委託条件基本事項（11）に定める細目については、次のとおりとする。

- 1 コース管理関係事務所は無償貸与とする。
- 2 契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、本契約の期間中において施設所有者である埼玉県との現状の貸付契約期間は令和11年3月31日までとなっており、その後、何らかの理由により当社が埼玉県から吉見ゴルフ場の貸し付けを受けられなくなった場合は契約を解除する。この場合、受託者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。
- 3 受託者は、契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸又は担保に供する等の一切の行為をすることはできない。また、第三者への再委託についてこれを禁止する。
- 4 委託契約期間が終了したとき又は委託契約が取り消された場合には、受託者は直ちに自己負担により使用した財産を現状に回復して返還する。なお、この場合、受託者から当社に対して一切の補償を請求することはできない。ただし、当社において原状回復の必要性がないと認めた部分については、この限りではない。
- 5 受託者は、業務の遂行にあたって、第三者又は当社に損害を与えた場合、受託者の責任において賠償しなければならない。
- 6 受託者は、善良な管理者の注意をもって管理にかかる施設・設備等を使用しなければならない。
- 7 委託契約後、パンデミック、天災その他やむを得ない原因により、業務の履行が困難又は制限を受けることがある。その際には、受託者と委託者が別途対応を協議することとする。
- 8 受託候補者として内示を受けた者が、次に掲げる事項に該当した場合には、受託候補者の内示を取り消すことがある。
 - (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - (2) 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託候補者としてふさわしくないと当社が判断したとき。